

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年8月20日(2020.8.20)

【公表番号】特表2017-522062(P2017-522062A)

【公表日】平成29年8月10日(2017.8.10)

【年通号数】公開・登録公報2017-030

【出願番号】特願2016-567553(P2016-567553)

【国際特許分類】

A 6 1 B 5/022 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 5/02 6 3 1 B

A 6 1 B 5/02 6 3 4 L

【誤訳訂正書】

【提出日】令和2年7月13日(2020.7.13)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 1 9

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 1 9】

好ましくは、センサの材料は、熱可塑性エラストマー(TPE)と、10重量%～60重量%、好適には40重量%～55重量%の量のカーボンブラック粒子との混合物を含み、それらの混合物であることがより好ましい。更に好適には、少なくとも、熱可塑性エラストマー(TPE)が約50重量%と、カーボンブラック粒子が約50重量%との量である。センサは、この材料で一体に形成されていることが好ましい。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 2 1

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 2 1】

センサの材料は、熱可塑性エラストマー(TPE)と、10重量%～60重量%、好適には40重量%～55重量%、より好適には少なくとも約50重量%の量の導電性粒子、好ましくは金属や他の無機材料の粒子(銅、銀、酸化インジウムスズ、或いは、フッ素ドープ酸化スズ(fluorine tin oxide)の粒子が好ましい)との混合物を含んでいてもよく、好ましくはそれらの混合物であってもよい。センサは、この材料で一体に形成されていることが好ましい。